

練情審査発第 15 号

平成 21 年 10 月 21 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

公文書部分公開決定に対する異議申立ての審査について
(答申)

平成 21 年 2 月 20 日付け 20 練総情第 897 号で諮問 (諮問第 50 号) を受けた「20 練教学指第 2373 号「練馬区公立学校 に関する措置について」」の部分公開決定に対する異議申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

(答申第 36 号)

答申書（答申第 36 号）

1 審査会の結論

練馬区教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成 21 年 1 月 9 日付け第 081222000003 号で行った、「20 練教学指第 2373 号「練馬区公立学校 に関する措置について」(以下「本件公文書」という。)の部分公開決定(以下「本件処分」という。)は、練馬区情報公開条例(平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号。以下「公開条例」という。)上、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 20 年 12 月 22 日付けで行った本件公文書の公開請求に対し実施機関が行った本件処分のうち、措置に係る通知書(以下「本件通知書」という。)を非公開とした決定の取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書、意見書および口頭意見陳述において本件異議申立てに至る経過および理由を詳細に述べた上で、おおむねつぎのように主張している。

- (1) 今回の部分公開決定において非公開となった箇所のうち、当該教職員の現任校、職層および氏名については公開を求めない。当該教職員に対する措置に係る通知書が、個人情報だからという理由で公開されないことについて、異議申立てをする。
- (2) 私は体罰被害を受けた生徒の保護者であり、またその現場を目撃し、事情聴取を受けた者であるのだから、当該教職員に対する措置の通知書は公開されるべきである。
教職員の個人情報と言えども私の子どもに関したことであって、子どもの情報でもある。関係のない他人についての文書を見せてくれと言っているわけではない。
- (3) 公開条例第 7 条第 1 号ただし書ウでは、たとえ個人情報であっても、公務員の職務の遂行に係る情報であれば公開すべきとなっている。教職員が仕事の最中にやったことが服務事故になり、その結果このような措置になったのだから、これは職務の遂行に係る情報である。教育委員会の非公開理由説明書には「職務の遂行に係る情報ではない」と書いてあるが、何故そうなるのかわからない。何であっても、いろいろな説明をして、職務の遂行に係る情報にはあたらないから公開できないと言ってしまえば、どんな状況でもひっくり返すことができる。
- (4) 今回の公開請求よりも以前に、服務事故の報告書を公開してもらったときには、当該教職員の氏名は出ていた。それなのに今回の公開請求では氏名が非公開とされてい

る。この異議申立てでは氏名の公開は求めないが、教育委員会は職務の遂行に係る情報かどうかを勝手に決めているとしか思えないし、今回非公開となったものが個人情報だというのはこじ付けだとしか思えない。

- (5) これほどの重大なことでありながら、措置で終わってしまって、しかもその内容が非公開であることに不服である。

学校公開で授業を見た時、子どもがちょっと声を出しただけで叱りつけたり、教室の外へ連れ出したりしていた。親の勤として、今回の事件以前から継続的に体罰を受けていたのではないかと確信しているし、事後対応においても当該教職員の対応には誠実さがなく、親としては、謝罪を受けたとは思っていない。

4 実施機関の説明の要旨

上記異議申立人の主張に対し実施機関は、非公開理由説明書ならびに意見書および口頭意見陳述に対する反論書において、本件処分についてつぎのように説明している。

- (1) 本件通知書を非公開とした理由について

ア 公開条例第 7 条第 1 号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について非公開とする旨規定している。

イ 本件通知書は当該教職員に対する措置に係る通知書であり、これは公開条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報」である。

ウ 一方で公開条例第 7 条第 1 号はそのただし書において、個人に関する情報であっても例外的に公開すべきものを限定的に列挙している。

エ そのうちのひとつとして「当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分」については、個人に関する情報であっても公開すべきものと規定されている（公開条例第 7 条第 1 号ただし書ウ）。

オ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味している。例えば行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

カ しかし、勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報や、健康状態、病歴等個人の資質もしくは名誉に係る情報、あるいは有給休暇などの私

的な生活に関する情報は、「職務の遂行に係る情報」にはあたらない。

キ 以上のような規定の趣旨をふまえると、本件通知書は、発令や昇給等の各種通知書と同様、対象者に直接手渡されるものであって、身分取扱いに係る当該教職員固有の情報であるから、公開条例第 7 条第 1 号ただし書ウのいう「職務の遂行に係る情報」にあたるものではなく、通知書それ自体が区分することのできない「個人に関する情報」に該当する。そこで、公開条例第 7 条第 1 号本文該当情報として通知書そのものを非公開とした。

(2) 自己情報開示請求と公文書公開請求の相違について

本件公文書は、特定の公務員に対して身分取扱上の措置を行うための意思決定文書であり、異議申立人が資料として提出した服務事故報告書（以下「本件事故報告書」という。）とは違い、異議申立人が練馬区個人情報保護条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 79 号。以下「保護条例」という。）に基づく自己情報開示請求を行うことのできるものではない。このため本件公文書に関しては、公開条例に基づく公文書公開請求を案内したところである。

異議申立人は、非公開とされた情報についても当事者には知る権利があると主張しているが、公開条例は何人に対しても同じように公開可否決定を行うことを前提としており、請求者が当事者や利害関係人であることを斟酌することは制度上不可能となっている。

5 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たったの前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号。以下「審査会条例」という。）第 1 条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による公文書非公開等決定に対し異議申立てがあった場合において、公開条例第 18 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非公開等決定が公開条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を、あくまで、公開条例に則して判断するものである。

イ 公開条例第 7 条各号は、公文書公開制度にあって例外的に非公開とする事項について定めている。

ウ したがって、当審査会は、本件公文書の公開、非公開を公開条例第 7 条各号のいずれかに該当するかしないかを基準として判断するのであり、これに該当しないも

のは当然公開しなければならない。

(2) 本件通知書の公開条例第7条第1号本文該当性について

ア 異議申立人は、異議申立書、意見書および口頭意見陳述において、本件通知書の公開を求めている一方、本件処分においてその他に非公開とされた部分（当該教職員の現任校、職層および氏名）については公開を求めないとしている。そこで当審査会では、本件処分において本件通知書を非公開としたことの妥当性について判断する。

イ 当審査会は、審査会条例第7条第1項の規定に基づき、本件公文書の写しの提示を実施機関に求め、その内容を見分した。その結果本件通知書は、練馬区公立学校教職員による服務事故に関し、東京都教育委員会の判断を受け、実施機関が当該教職員に対して身分上の措置を実施した際の通知書（案）および通知書（写）であることが確認できた。

ウ したがって本件通知書は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものと認められるので、公開条例第7条第1号本文に規定する「個人に関する情報」である。

(3) 公開条例第7条第1号ただし書について

ア 原則公開を謳う公開条例にあって、個人のプライバシーは最大限尊重されなければならないものとの認識に立ち、個人に関する情報については原則非公開との立場を取っている。このことは、公開条例第3条第2項および第7条第1号本文において具体的に規定されている。

イ その例外として、公開条例第7条第1号ただし書はつぎの3点を挙げている。これらのいずれかに該当する場合は、個人に関する情報であっても公開しなければならない。

法令および条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分

ウ 本件通知書が公開条例第7条第1号本文に該当することは(2)ウで既に述べたとおりである。したがって本件通知書が公開されるためには、これが上記ただし書のい

ずれかに該当する必要がある。そこで当審査会では、本件通知書が上記例外規定に該当するか否かを審査した。

エ 本件通知書が上記イ および に該当しないことは明白である。そこで、上記イ（公開条例第7条第1号ただし書ウ）の該当性について以下判断する。

(4) 公開条例第7条第1号ただし書ウの解釈について

ア 実施機関が管理する公文書には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程または結果が記録されているものが多く、実施機関の諸活動を説明する責務を全うさせるとする観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員等についても、個人としての権利利益は保護する必要がある。そこで、これらの要請の調和を図る観点から、特定の公務員等が識別されうる情報の中で、どのような地位、立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては公開すべきとの趣旨で、公開条例第7条第1号ただし書ウは設けられている。

イ 以上の趣旨から本規定の「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、国や地方公共団体その他の行政機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味すると解することができる。例えば行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。すなわち本規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象としたものである。

ウ 一方で公務員等の情報であっても、勤務成績、処分歴といった当該職員の身分取扱情報、健康状態、病歴といった個人の資質または名誉に係る情報、あるいは有給休暇などの私的な生活に関する情報は、管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではないと解すべきである。

(5) 公開条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

ア 公開条例第7条第1号ただし書ウについての上記解釈に基づき、本件通知書の公開可否を以下判断する。

イ 異議申立人は、本件事故報告書について自己情報開示請求を行った際、そこに記載された当該教職員の所属、職および氏名が開示されたことと比較をしつつ、本件通知書が非公開となったことについて異議を唱えているので、この点について以下検討する。

ウ 異議申立人の資料提出により当審査会が本件事故報告書の内容を見分したところ、事故の概要、発生日時や発生場所をはじめ、当事者および関係者からの事情聴取内容や実施機関の見解などが詳細に記載されており、その中には当該教職員の所属、

職および氏名も記載されていることが確認できた。

エ 本件事故報告書は、教職員が教育指導という職務を遂行する中で体罰行為を行ったという事態をうけ、その事実関係を明らかにし、同様の事故について再発防止を図ることを目的として実施機関が作成したものと認められる。したがって本件事故報告書に記載された当該教職員の所属、職および氏名は、まさにその者の職務遂行に係る情報として記載されていると言える。

オ これに対し本件公文書は、服務事故の事実関係を明らかにすることを意図したものではなく、服務事故を起こした教職員個人に対して身分取扱上の措置を行う際の意味決定文書であると認められる。

カ このことについて実施機関は「異議申立人による意見書および口頭意見陳述に対する反論」(以下「反論書」という。)の中で、「このような場合、当該公務員の氏名等は措置や処分等の対象として記載されているのであって、その者の職務遂行情報として記載されているのではない。」と主張している。

キ 職務遂行時の行為が発端となっている以上、本件公文書においても、そこに記載されている当該教職員の個人情報、その者の職務に関連する情報という面を持つことは事実であり、この点においては異議申立人の主張にも首肯できる部分がある。しかしながら、前記(4)ウで述べた公開条例第7条第1号ただし書ウの趣旨を鑑みると、懲戒処分等の職員の身分取扱に関する情報は、公務に関連する情報ではあるが、個人の資質や名誉に関わる当該職員固有の情報というべきものであり、同ただし書ウに規定される「職務の遂行に係る情報」として公開すべきものであるとは言えない。

ク そうすると本件通知書は、当該教職員に対する身分取扱上の通知書という個人情報として公開条例第7条第1号本文に該当し、かつ、当該教職員の職務遂行に係る情報ではなく公開条例第7条第1号ただし書ウには該当しないと認められるので、これを非公開とした本件処分は妥当である。

(6) 当事者に対しては公開されるべきであるとの主張について

ア 異議申立人は、自らは本件服務事故における当事者であるのだから、本件通知書は公開されるべきであると主張しているので、この点について判断する。

イ 公開条例では、第5条において、何人も、実施機関に対し公文書の公開を請求できると定めている。

ウ そして、請求のあった公文書が公開条例第7条各号に該当しない限り、請求者が誰であっても、またその請求理由を問わず、実施機関は当該公文書を公開しなければ

ばならないと規定されている。

エ したがって実施機関は、対象公文書の公開可否を判断するにあたり、公開条例第7条各号該当性のみに基づいて決定をしなければならない。

オ また公開条例においては、公文書の公開可否決定にあたり、請求人が対象公文書に記載された情報と何らかの関係を持つか否かを考慮する規定とはなっていないので、本件服務事故の当事者であるのだから公開されるべきであるという異議申立人の主張は採用することができない。

(7) 本件服務事故に係る異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、異議申立書や口頭意見陳述において、当該教職員の指導方法および事後対応に対する不満や、本件服務事故に係る措置内容に対する疑義等を様々主張している。

イ しかしながら当審査会はそれらの主張の内容を調査、確認する機関ではなく、事実の当否について判断する立場にはない。したがって、異議申立人のそれらの主張については、本件処分の是非に係る当審査会の判断を左右するものではない。

以上のとおりであるので、当審査会は、実施機関が行った本件処分は取り消す必要はないものと判断する。

6 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成 21 年 2 月 1 0 日	・ 異議申立書の受付
2 月 2 0 日	・ 練馬区教育委員会（実施機関）から諮問
2 月 2 3 日	・ 実施機関へ非公開理由説明書の提出要求
3 月 1 2 日 (第 5 期 第 5 回 審 査 会)	・ 本件異議申立てについて審査手続開始決定
	・ 実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議
4 月 1 0 日	・ 実施機関の非公開理由説明書を受付
4 月 1 7 日 (第 5 期 第 6 回 審 査 会)	・ 非公開理由説明書の審査
	・ 異議申立人に非公開理由説明書の送付と意見書の提出要請
	・ 異議申立人に口頭意見陳述の希望について照会
5 月 1 1 日	・ 異議申立人からの意見書および口頭意見陳述申立書を受付
5 月 2 7 日 (第 5 期 第 7 回 審 査 会)	・ 異議申立人意見書の審査
6 月 5 日	・ 実施機関へ異議申立人意見書の写しを送付
6 月 2 9 日 (第 5 期 第 8 回 審 査 会)	・ 異議申立人の口頭意見陳述実施
	・ 異議申立人と実施機関双方の主張の整理

7月10日	・実施機関へ口頭意見陳述要旨を送付
7月22日	・実施機関からの反論書を受付
7月29日 (第5期第9回審査会)	・実施機関からの反論書の審査
	・異議申立人へ反論書の写しを送付
9月2日 (第5期第10回審査会)	・争点の審査
10月21日 (第5期第11回審査会)	・答申内容の検討および答申文の作成
	・実施機関(練馬区教育委員会)へ答申